

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 21 日

関 係 各 位

厚生労働省保険局医療課

データ提出の実績が認められた保険医療機関の外来データ提出加算等
の取扱いについて（通知）

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。